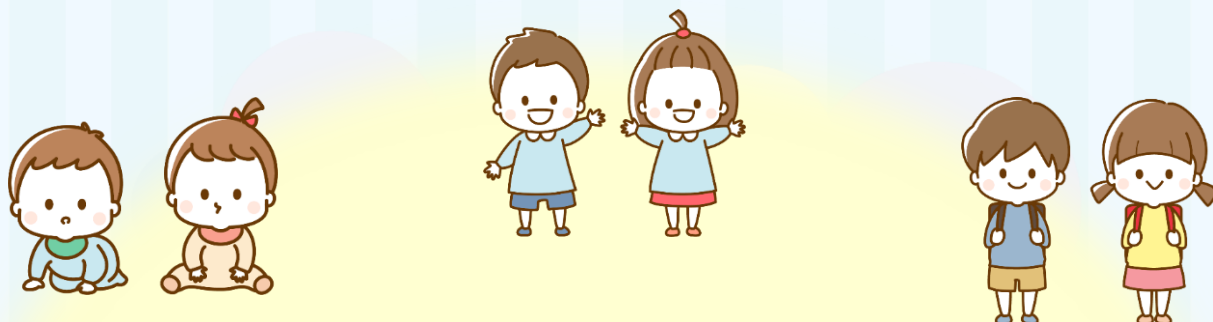




# 鳴門市こども計画



自然とふれあい 笑顔がうすまぐ

子育てを始めるまち になると



令和8年3月

鳴門市

● この計画で大切にしていること

こどもまんなか社会の主役である「こども・若者」の意見を取り入れて考えること

みんなの意見も届いているよ！

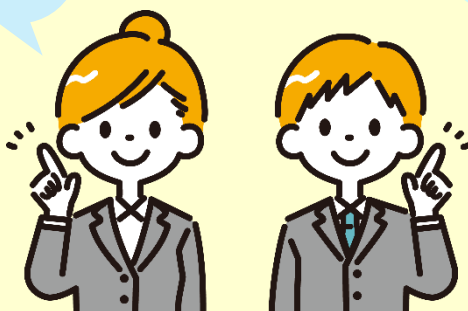
この計画をつくる時も、アンケート調査とワークショップ（班にわかれて意見をまとめること）を行い、鳴門市のこども・若者の皆さんの意見を集めました。

誰もが安心できる場所をつかってほしい（中学生）

いけん  
こんな意見が

なやんでいたらお話を聞いてください（小学生）

いじめをなくしてほしい（小学生）



子育てがしやすい環境をつかってほしい（20代若者）

鳴門市を豊かにしてほしい（中学生）

鳴門市にスポーツや練習ができる場所をつかってほしい（中学生）

鳴門市にプールなどこどもや大人が遊べる場所を増やしてほしい（小学生）

で  
出たよ！

鳴門市にとって  
皆さんの意見が大切です！

これからも、こども・若者の皆さんの意見を集めていきます！

ぜひ、アンケートなどを通して、あなたの意見を鳴門市に届けてください！

MEMO

こども・若者の皆さんが意見を言うことは、「参加する権利」として世界的にも認められています。

「参加する権利」を認めている条例や法律

- こどもの権利条約（日本含む世界 196 か国）
- こども基本法（日本）
- 鳴門市うずっ子条例（鳴門市）



## 「鳴門市子ども計画」の趣旨

国においては、令和5年4月に子ども家庭庁が発足され、「子ども基本法」の施行や「子ども大綱」の閣議決定などにより、すべての子ども・若者が心身の状況や置かれた環境にかかわらず、健やかに成長でき将来にわたって幸せに生活できる「子どもまんなか社会」の実現をめざすことが示されました。

この度、令和7年3月に、子ども基本法において勘案が求められている「徳島県子ども計画」が策定されたことを受け、本市としても、さらなる「子どもまんなか社会」の実現に向けた取り組みを推進するために、「第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画」と「子ども・若者計画」を一体的なものとした「鳴門市子ども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 「鳴門市子ども計画」の対象

本計画の対象は、すべての子ども・若者、子育て家庭とします。

「子ども・若者」は原則として0歳から29歳までとしますが、子ども基本法第2条が定める「子ども」の定義（心身の発達の過程にある者）を踏まえ、施策の内容によっては明確に年齢で区切らず、必要なサポートが途切れることのないようにします。

## 「鳴門市子ども計画」の期間

本計画の期間は、第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画の終期に合わせ、令和8年度から令和11年度までの4か年とします。また、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、計画内容の見直しを行うこととします。

## 基本理念

本計画では、これまで鳴門市子ども・子育て支援事業計画において、本市の基本理念として掲げてきた「**自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なんと**」を継承し、本市の豊かな自然の中で、子ども一人ひとりを尊重し、その意見を大切にしながら、子どもを安心して産み育てることができる応援体制のもと、すべての子どもや若者、保護者、地域の人たちの笑顔がうずまく、誰もが「ここで育ちたい」「ここで子育てを始めたい」と思えるまち鳴門の実現をめざします。



自然とふれあい 笑顔がうずまく  
子育てを始めるまち なんと

## 基本目標1 こども・若者の権利保障の推進

「こどもまんなか社会」の実現をめざすうえで、こども・若者が権利を持つ主体であることを社会全体で共有し、意見を尊重し反映する環境づくりを進めます。

令和5年4月に制定した「鳴門市うずっ子条例」の普及啓発を進めるとともに、こども・若者の意見表明や社会参加の機会を充実させます。

### (1) 鳴門市うずっ子条例の普及啓発に向けた取り組み

条例の認知度向上に向け、普及啓発に向けた取り組みを強化します。

こども・若者の権利やその重要性について理解の促進を図ることで、こども施策の実効性を高め、社会全体で権利保障への意識の共有を進めます。

#### 主な 取り組み

- 年齢に応じた鳴門市うずっ子条例パンフレットの作成
- 鳴門市うずっ子条例啓発用下敷きの配布
- 出前講座やイベントでの周知啓発

### (2) こども・若者の意見表明・反映に向けた取り組み

こども・若者が意見を表明しやすい環境づくりを進め、施策への反映を図り、こども・若者の自己肯定感や自己有用感の向上につながるよう取り組みを進めます。

本市の「子どものまち宣言」の趣旨に基づき、市民が「子どものまちづくり」について考える機会の創出と、人権課題への理解促進を図ります。

#### 主な 取り組み

- こどもの意見表明・社会参加の機会の提供
- 一日市長体験
- 鳴門市自治基本条例の周知啓発
- 子どものまちの推進
- 人権啓発・人権教育推進事業



## 基本目標2 子ども・若者の健やかな育ちのための切れ目のない支援

孤独・孤立の解消や居場所づくりを進めるとともに、いじめや不登校・ひきこもり、障がいや医療的ケアなど個別の支援が必要な子ども・若者に対し、一人ひとりの個性を尊重し、子ども・若者の立場に寄り添った切れ目のない支援を進めます。

### (1) 子ども・若者の居場所づくりに向けた取り組み

自宅や学校、職場以外でも、多様な学びや体験活動の機会を提供し、安心して過ごせる居場所づくりを進め、孤独・孤立の解消と将来的にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）の向上を図ります。

#### 主な取り組み

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進
- 子どもの居場所づくり事業の推進
- 「子育て支援拠点」の機能強化・整備
- 市内企業おしごと体験事業

### (2) いじめ防止、不登校・ひきこもり支援に向けた取り組み

いじめの未然防止、早期発見・早期対応を推進し、地域や家庭、関係機関と連携しながら、いじめ問題の解決に向けた取り組みを進めます。

不登校・ひきこもりへの支援として、「うず潮教室」を中核とした体制整備を図るとともに、関係機関と連携しながら自立までの継続的な支援を行います。

#### 主な取り組み

- いじめの未然防止、早期対応への取り組み
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる相談・支援事業
- 不登校児童生徒への支援
- フリースクール等授業料補助事業
- 鳴門市基幹相談支援センターによる相談支援

### (3) きめ細かな支援が必要な子ども・若者をサポートするための取り組み

地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進し、すべての子どもが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けた取り組みを推進します。

障がいや医療的ケアなど個別の支援が必要な子ども・若者への支援に取り組むため、保健・医療・福祉・教育分野等における関係機関の連携体制の構築を進めます。

#### 主な取り組み

- 障害児福祉手当の支給
- 特別支援教育・保育事業の推進
- 発達相談事業の充実
- 保育所等における医療的ケア児の受け入れ

## 基本目標3 困難な環境にある子ども・若者の支援

児童虐待の防止や相談支援体制の強化を図るとともに、生活困窮世帯やひとり親家庭への経済的支援や学習支援を推進します。

家庭環境による格差を解消し、すべての子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めます。

### (1) 子ども・若者への虐待を防止するための取り組み

児童虐待の未然防止に向けた周知啓発を推進するとともに、鳴門市子ども家庭センターを中心に関係機関が連携し、相談支援体制の充実と早期発見・早期対応を図ります。

#### 主な 取り組み

- 子育て世帯訪問支援事業の実施
- 児童虐待防止に向けた周知啓発
- 社会的養護施策との連携
- 親子関係形成支援事業の実施

### (2) 生活困窮世帯・ひとり親家庭を支援するための取り組み

経済的支援や学習支援、相談体制の充実を図ることで、生活困窮世帯やひとり親家庭への支援を推進し、貧困と格差の解消に向けた取り組みを進めます。

#### 主な 取り組み

- ひとり親家庭への相談体制の充実
- 児童扶養手当の支給
- よりそい学習支援事業の推進
- 鳴門市奨学金制度



## 基本目標4 出会いから結婚、妊娠、出産の希望実現に向けた支援

結婚・妊娠・出産の希望が実現できるよう、鳴門市こども家庭センターを中心に、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を充実させます。

また、教育・保育環境の充実を図り、こどもの成長を支える体制を強化します。

### (1) 出会いから結婚を支援するための取り組み

マリッサとくしまと連携した出会いの機会の創出や結婚支援、結婚後の新生活に向けた支援を行い、こども・若者の結婚や子育てに関する希望の実現を後押しします。

#### 主な取り組み

- 婚活支援事業
- 結婚新生活への支援
- ライフプランニング支援

### (2) 妊娠期から幼児期までの切れ目のない支援に向けた取り組み

鳴門市こども家庭センターと関係機関が連携し、相談支援や健康診査、訪問事業など、妊娠・出産から子育て期まで切れ目のない伴走型支援の充実を図り、安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりを進めます。

#### 主な取り組み

- 妊産婦相談・乳幼児相談の推進
- 乳幼児健康診査の実施
- 乳児家庭全戸訪問事業（おめでとう赤ちゃん訪問事業）の実施
- 不妊治療費助成事業の実施
- 子育て支援に関する情報発信の強化

### (3) 教育・保育環境の充実に向けた取り組み

教育・保育の質の向上や職員の資質向上を図るとともに、教育・保育施設と学校等の連携により、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

学童期から思春期にかけては、成育環境にかかわらず希望する進路を実現できるよう、教育機会の確保と学力の定着・向上を進めます。

#### 主な取り組み

- 幼稚園教諭・保育士等の資質向上
- 就学前教育・保育施設と家庭・地域社会・小学校との連携
- いきいき保育環境なると補助金事業
- 学力向上対策事業の推進
- 外国語教育推進事業

## 基本目標5 まちぐるみの子育て支援の充実

行政、企業、学校や地域コミュニティなど関係機関が連携・協働し、社会全体で子育てを支える体制を構築します。

仕事と子育ての両立支援や共働き・共育ての推進に加え、防災・防犯・交通安全対策など、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

### (1) 鳴門の力を生かしてまちぐるみで子育てを支える取り組み

地域や関係機関・団体との連携を強化し、鳴門の特性を生かした子育て支援を推進します。こども・若者の健やかな成長のため、地域全体で子育てを支える体制づくりを進めます。

#### 主な取り組み

- 鳴門教育大学とのこども・子育て支援充実のための連携強化
- 国際交流事業の推進
- 子どものまちフェスティバルの開催
- 鳴門まちなか絵本図書館事業

### (2) 仕事と子育ての両立を支えるための取り組み

仕事と子育ての両立を支えるため、休暇制度など雇用環境の整備に向けた事業主への啓発や男性の育児参加の促進などを通して、共働き・共育ての実現に向けた取り組みを推進します。

#### 主な取り組み

- 男女共同参画事業の推進
- 事業主への啓発
- 男性の育児参加の支援
- ママのための学び舎事業 “ママビヤ”

### (3) こども・若者、保護者の安全・安心を守るための取り組み

自然災害や犯罪・事故からこども・若者を守るため、防災・防犯・交通安全教育を推進します。子育て関連公共施設の生活環境を整備するとともに、日常時・災害時の双方に対応した体制の強化を図り、安心して生活・学習できる環境の整備を進めます。

#### 主な取り組み

- 危機管理体制の整備
- 地域ぐるみの防犯活動の推進
- 交通安全教育の推進
- 平常時・非常時ともに快適に利用できる学校施設の整備
- 子ども図書室の整備・改修
- 放課後児童クラブ実施施設の環境改善整備

## 評価指標

基本理念「自然とふれあい 笑顔がうずまく 子育てを始めるまち なる」との実現に向け、評価指標を設定し、目標達成に向けて各施策を実施します。

評価指標	令和7年度 (計画策定時)	令和11年度 (目標値)
「自分のことが好き」と回答した割合	小学生 81.5% 中学生 73.3% 若者 66.6%	現在の水準を維持
「鳴門市うずっ子条例」の認知度	小学生 39.3% 中学生 41.2% 若者 22.4%	小学生 50.0% 中学生 50.0% 若者 40.0%
「鳴門市に意見を伝えたい」と思う割合	若者 44.2%	若者 50.0%
家や学校、職場以外にここに居たいと感じる居場所が「ある」と思う割合	若者 53.7%	若者 60.0%
鳴門市における子育ての環境や支援への満足度	41.2% (就学前児童保護者) 22.6% (小学生児童保護者) ※令和6年調査実績	45.0% (就学前児童保護者) 30.0% (小学生児童保護者)

◆小学生：4～6年生、中学生：1～3年生、若者：15～29歳

## 鳴門市うずっ子条例

鳴門市うずっ子条例は令和5年4月に施行された条例です。この条例は、こどものことを第一に考える鳴門市の実現のために制定しています。

### こどもが持っている権利とは？

- 生きる権利：住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなどして、命が守られる。
- 育つ権利：勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できる。
- 守られる権利：暴力や搾取、有害な労働などから守られる。
- 参加する権利：自由に意見を表したり、団体を作ったりできる。

### 条例を守るのは誰？

子育てをみんなで助けるために、次の立場の大人が果たす役割などを定めています。

- 市役所や市議会
- こどもの保護者
- 市民や市内に通勤通学する人
- こどもが育ち学ぶために通所、通学、入所する施設（保育所、認定こども園、幼稚園、学校など）
- 市内で事業活動を行う個人や団体



## 相談窓口

### (1) 鳴門市こども家庭センター

鳴門市が、「安心して妊娠・出産・子育てできるまち」をめざして、妊産婦、子育て世帯、お子さんへの相談体制や支援をより一層充実させるため、設置された機関です。

保健師、助産師、公認心理師や相談員が相談に応じ、利用可能なサービスの案内などを通して安心して子育てができるようサポートしますので、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

住所：鳴門市撫養町南浜字東浜 24-2 (鳴門市こども未来館内)  
TEL：088-684-1561 FAX：088-684-1370

#### 主な 業務

- 母子健康手帳・妊婦一般健康診査受診票等の交付
- 妊娠中の健康や栄養・出産に関する相談
- 育児に関する相談
- 妊娠・出産・子育て支援に関するサービスの紹介・連絡・調整
- 産前・産後サービスの利用相談・受付
- 児童虐待・ヤングケアラーに関する相談 など

### (2) うずっ子ダイヤル

こども・保護者問わず、いじめ・不登校・虐待・非行等なんでも相談できる電話窓口です。



### (3) その他の相談窓口

#### 電話で話をしたい時の電話番号

- よりそいホットライン  
0120-279-338 (無料・24時間)
- こころとからだのサポートセンター  
088-672-5200
- 子ども SOS ダイヤル  
0120-0-78310 (無料・24時間)

#### 他の相談先を探す さが (※は大人も使えます)



◀ 相談マップ(※) (鳴門市)

相談窓口を探す(こども家庭庁) ▶



◀ あなたはひとりじゃない  
チャットボット(内閣府)

親子のための相談ライン(※) ▶  
SNS (こども家庭庁)



困っていることや、  
悩んでいることがあれば、  
ここに相談してね!



鳴門市こども計画(概要版)

発行年月：令和8年3月 発行：鳴門市 編集：鳴門市 こども未来創造部 子育て支援課  
〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜 170  
TEL：088-684-1251